厚生労働省
群馬労働局

Press Release

厚　生　労　働　省
群 馬 労 働 局 発 表
令 和 ２ 年 12 月 １ 日

【照会先】
群馬労働局労働基準部労災補償課
課　　長　　吉 澤　伸 彦
主任労災補償監察官　　黒 澤　繁 雄
（電話）　　027-896-4738

報道関係者各位

新型コロナウイルス感染症の労災請求・決定状況について

群馬労働局管内の新型コロナウイルス感染症に関する労災請求及び決定状況についてお知らせします。

群馬労働局管内における新型コロナウイルス感染症に関する労災請求及び決定状況は以下のとおりです。（令和２年 11 月 25 日現在）

○　請 求 件 数　：　２０件　　【全国：2,167 件】
内訳：医療業（８件）、福祉・介護・その他（１２件）

○　決 定 件 数　：　１６件　　【全国：1,164 件】
（うち支給件数）　：　１６件　　【全国：1,133 件】
内訳：医療業（８件）、福祉・介護・その他（８件）

◎　群馬労働局より

新型コロナウイルス感染症については、業務に起因して感染したものであると認められる場合、保険給付の対象となります。

特に、医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

また、感染経路が不明の場合でも感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合なども対象となります。

業務で感染したと考えられる場合には積極的に請求していただきたい。（別添リーフレット参照）

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

■感染経路が業務によることが明らかな場合

■感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

※（例１）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
※（例２）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

■医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

詳しくは厚生労働省ＨＰのＱ&Ａ（項目「５労災補償」）をご覧ください▶

労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

療養補償給付

①労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
②やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。
■給付日：休業４日目から
■給付額：休業１日あたり給付基礎日額の８割（特別支給金２割含む）
＊原則として「給付基礎日額」は発症日直前３か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

■お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（2020.11）